

二宮町立中学校拠点校方式による部活動実施要項

1. 概要

二宮町立中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動を指導できる教員の不足などの課題を抱えている。そのため生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が起きている。

二宮町教育委員会では、二宮町立中学校の生徒にとって望ましい部活動が展開できるよう、新しい部活動のあり方を創造する方策の一つとして「拠点校方式による部活動」を実施していく。

拠点校方式とは、在籍校に希望する部活動がない場合、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

2. 目的

二宮町立中学校に在籍する生徒のスポーツ・文化における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

3. 実施について

- (1) 在籍校に希望する部活動がない場合は、当該生徒を町内の拠点となる中学校が受け入れる。
- (2) 生徒が希望する部活動に参加できる救済措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。

4. 事業主体及び実施主体

事業主体は、二宮町教育委員会とし、実施主体は、二宮町立中学校とする。

5. 実施期間

実施期間は1年間（年度単位）を基本とするが、継続は拒まないものとする。

6. 実施申請

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書・保護者同意書（様式1）を在籍校の学校長に提出する。
- (2) 在籍校の校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、参加申込書・保護者同意書（様式1）の写し及び拠点校部活動実施申請書（様式2）を拠点校の学校長に提出する。

(3) 拠点校の学校長は、拠点校部活動実施決定通知書（様式3）を在籍校の学校長及び二宮町教育委員会に提出する。

7. 実施及び参加決定

二宮町教育委員会は拠点校部活動実施決定通知（様式3）の提出をもって、特に問題がないと認めた場合には、拠点校部活動の実施及び拠点校部活動への生徒の参加を認める。

8. 生徒が拠点校部活動に参加できる条件

- (1) 在籍校に希望する部活動が設置されていないこと。
- (2) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動すること。
- (3) 活動中は、拠点校の生徒指導に従うことへ同意すること。
- (4) 在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わすこと。

9. 拠点校部活動の参加について

- (1) 生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加、遠征等）、規約等に従うこと。
- (2) 拠点校への移動は、原則徒歩または公共交通機関を基本とする。また移動に係る経費は、参加する生徒の保護者が負担する。
- (3) 活動を欠席する場合は、原則生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡をする。
- (4) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の教育活動を優先する。
- (5) 生徒または保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止にすることができる。
- (6) 拠点校の部活動への入部時期については、原則、問わない。
- (7) 前各号の他、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の部活動が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

10. 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校・拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、部活動顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

1 1. 大会等の参加について

- (1) 大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要項等に従う。
- (2) 大会等への参加にあたっての事務は、拠点校が行う。

1 2. 引率について

- (1) 大会などの遠征における在籍校の生徒の移動については、在籍校の保護者の責任の元で移動する。
- (2) 中学校体育連盟主催の大会においては、在籍校の保護者を引率者（外部指導者）に登録する。
- (3) 引率者として登録された保護者については、引率者として公共交通機関等で生徒を引率し、現地においては生徒の安全管理等をする。
- (4) 引率者として登録された保護者については、大会主催者の要請により大会の運営に協力する。

1 3. 事故への対応

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応する。
- (2) 活動中の事故等に関する独立行政法人日本スポーツ振興センターへの請求手続き等は、在籍校が行う。

1 4. その他

- (1) 当該年度の拠点校部活動に係る実施内容の生徒及び保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は、当該年度の部活動開始に合わせ、参加生徒及び保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) その他拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。